

# 15 視覚障がい者誘導案内用設備

## ●基本的考え方●

視覚障がい者が駅舎等の施設や設備を円滑に利用できるよう配慮したものとする。

### 整備基準（遵守基準）

旅客施設の配置を点字、音その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を駅舎等の出入口の付近その他適切な場所に設けること。ただし、駅舎等構内の施設の配置が単純な場合は、この限りでない。

## ■整備基準（遵守基準）の解説

### 触知案内図等

- 旅客施設や便所の配置を触知にて案内をする図（以下「触知案内図」という。）の情報内容及び形状並びに表示方法は、JIS T 0922 に合わせたものとする。
- ただし書の「施設の配置が単純な場合」とは、出入口から乗降場まで単一の経路だけで構成されている場合をいう。
- 旅客施設の配置の触知案内図を設置する場合は、出入口付近や公共交通施設を利用する際の起終点となる場所であるとともに、人的サポートを求めることのできる場所（例えば改札口付近）に設置する。
- 鉄軌道駅は、駅舎等の改札口、便所、エスカレーターに音響又は音声誘導装置を設置する。
- 点字による表示方法は JIS T 0921 に合わせたものとする。

→触知案内図とは、主要な設備、階段、通路等の位置情報を凹凸がある線、点、触知記号、点字等で理解できるようにしたものである。

→出入口と改札口等の場所が離れている場合は、それぞれの箇所に設置する。

→各設備の基準を参照

→室名板等は、床面から 140cm の高さに設置する。

## ■望ましい整備

### 触知案内図等

- ◎触知案内図は、駅舎等の案内窓口につながるインターホン並びに、施設構内の主要な設備等の位置を音声で案内できる装置も設置する。
- ◎触知案内図までは、視覚障がい者誘導用ブロックのほか、音、点字その他の方法により視覚障がい者に案内するための設備を設置する。
- ◎主要な旅客施設・設備の位置などを、視覚標示・感触標示と共に音声案内もできる音声付触知案内図を分かりやすい位置に設置する。

→【写真 15.2】参照

### 音響案内

- ◎地下駅の地上出入口、鉄軌道駅の乗降場（プラットホーム）の階段には、音響案内装置を設置する。
- ◎駅舎等の出入口又は改札口、その他主要な施設の出入口には誘導チャイム（一定間隔で音を発生させる装置）又は音声誘導装置（音声により誘導・案内を行う装置）を設置する。

→【図 15.1】参照

施設外に聞こえる音については、周辺の町並みを考慮して設置を行うこと。

### 放送設備

- ◎高齢者、障がい者等に配慮して、列車等の発車時刻、発車番線、到着案内、当駅名放送等を聴覚障がい者等にも聞き取りやすく配慮した音量、音質で放送できる設備を設置する。
- ◎鉄軌道駅の乗降場（プラットホーム）では、行き先方面別や上り下り等によって男性と女性の声に分けて分かりやすく放送する。

<p><b>点滅機能及び音声誘導機能付誘導灯</b></p> <p>◎フラッシュや音声により緊急事態の発生を知らせることができる点滅機能及び音声誘導機能付誘導灯を設置する。</p>	<p>→建築物編「I 建築物（共同住宅等以外）」〔28 緊急時の設備・施設〕 【図 28.2】参照</p>
<p><b>視覚障がい者音声誘導システム</b></p> <p>◎駅等の主要な出入口、改札口及び券売機の前には、磁気センサー式、ペンダント送信式等の視覚障がい者音声誘導システムを設置する。</p>	<p>→【図 15.1】参照</p>

### 冊子形の触知案内図

持ち運べる冊子形の触知案内図を配布する場合は、出入口付近や公共交通施設を利用する際の起終点となる場所であるとともに、人的サポートを求めることのできる場所（例えば案内所、改札口等）に設置する。

また、公共交通施設に旅客として訪れる前に施設内をイメージしていただけるように、視覚障がい者には事前配布できることが望ましい。

例：東京国際空港ターミナル株式会社



### サービス介助士

高齢者や障がいのあるお客様などが、いつでも快適に安心して利用できるよう、職員に「サービス介助士」の資格を取得させ、常時配置することが望ましい。

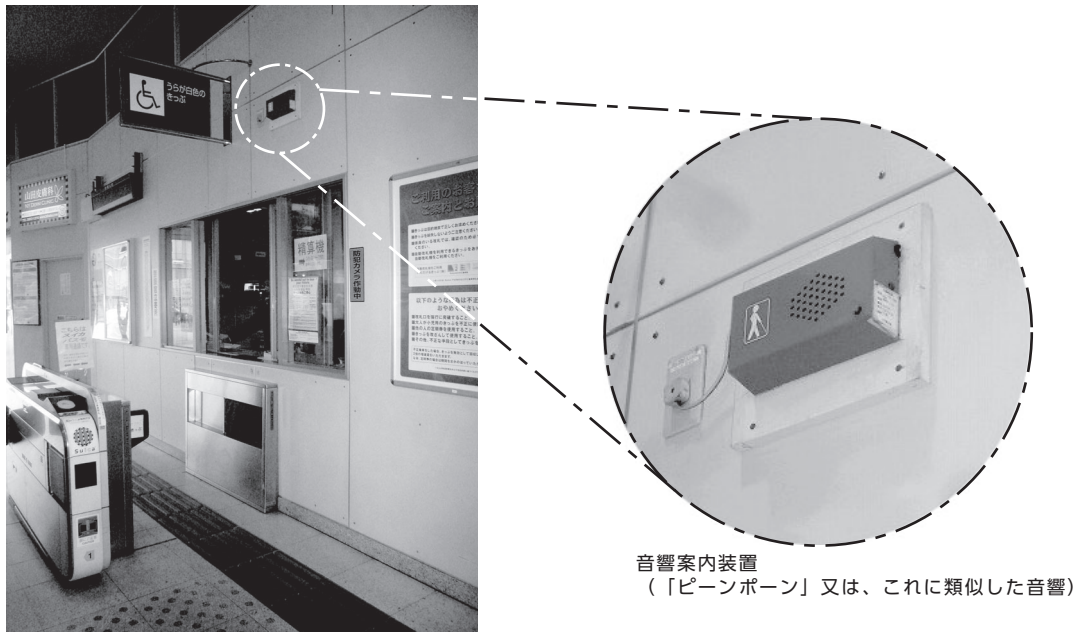
サービス介助士とは、高齢者や障がい者等が駅を利用する際などに必要な介助技術や「おもてなしの心」を習得することを目的とした「公益財団法人 日本ケアフィット共育機構」の認定資格。



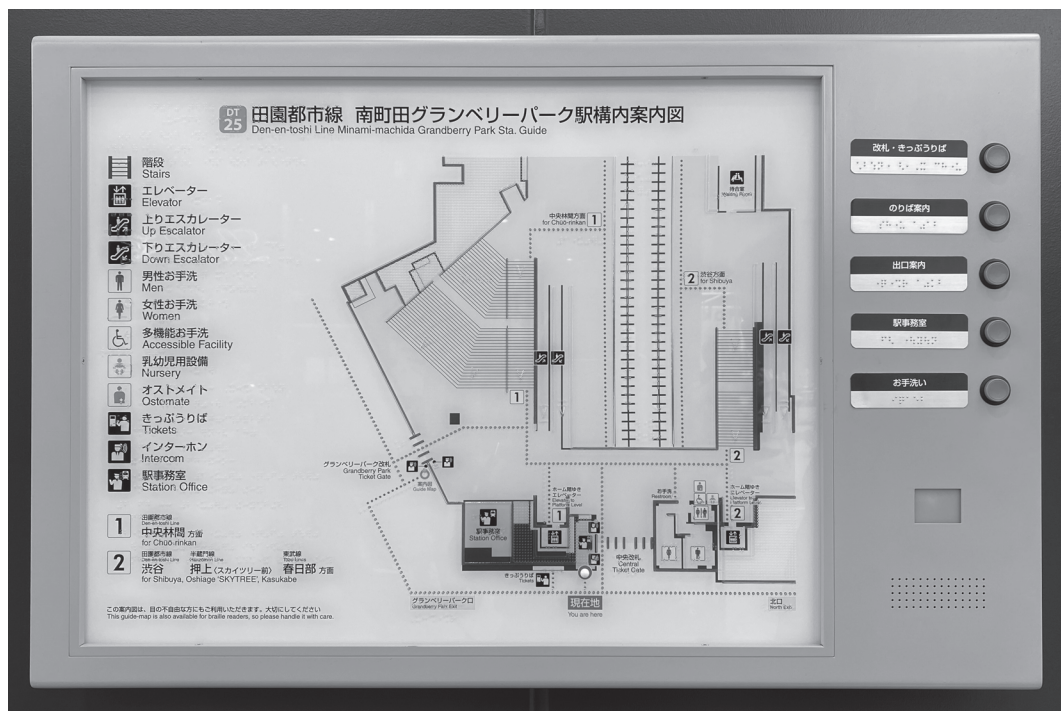
サービス介助士2級取得者であること、又はサービス介助士2級取得者がいる場所を示すサイン

## 《 参 考 図 》

【写真15.1】音響案内（鉄軌道駅の改札口）の例



【写真15.2】音声付触知案内図の例（設置型の場合）

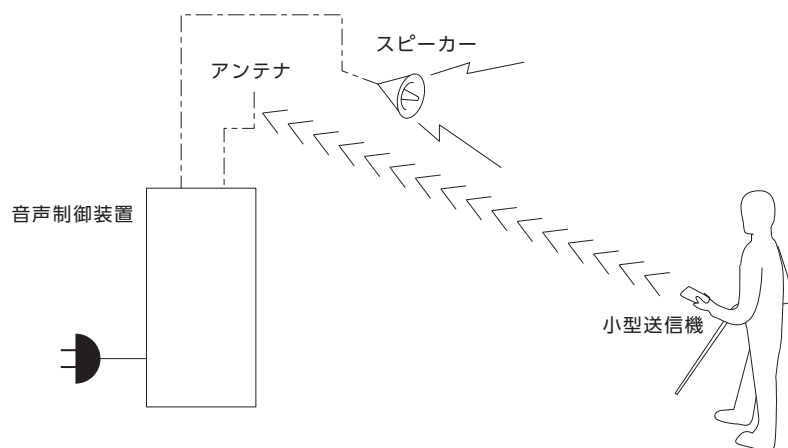


## 《 参 考 図 》

### 【図15.1】 音声案内の例

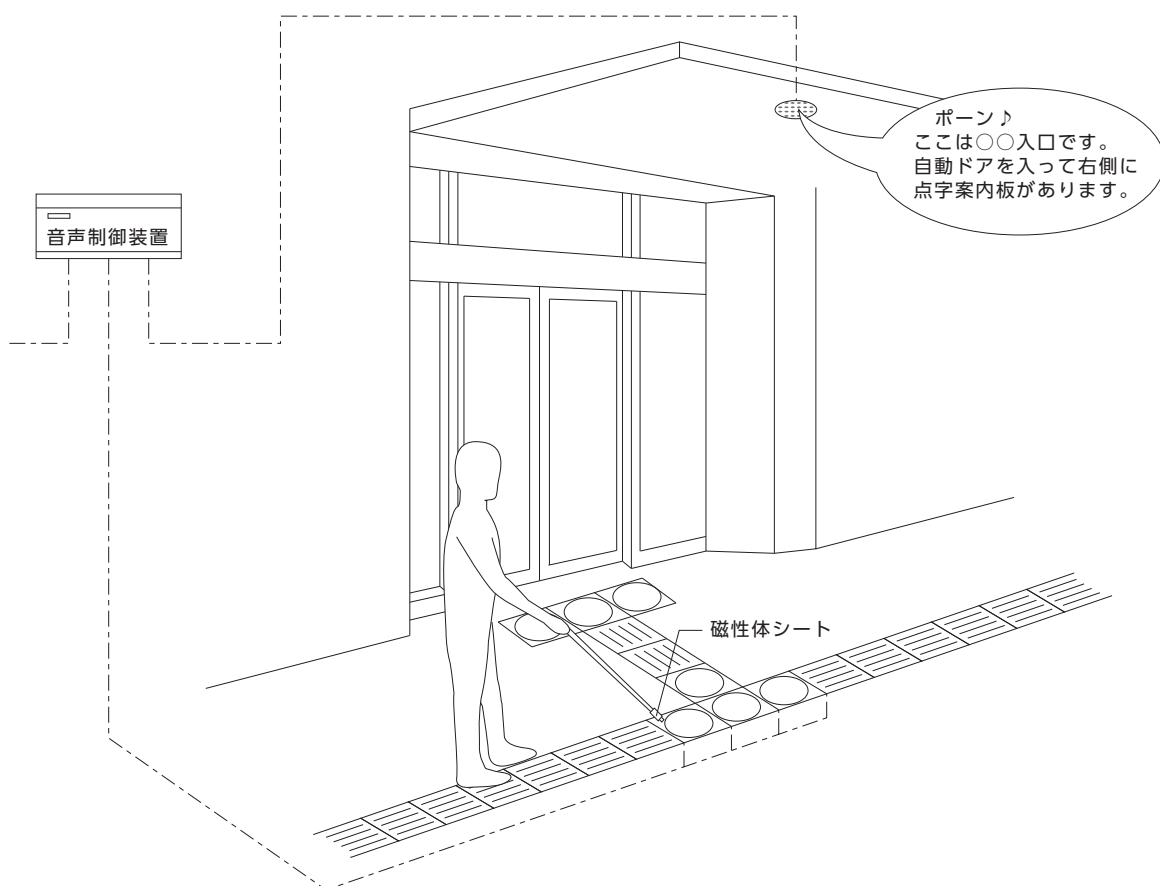
#### ■ペンダント式

利用者が小型送信機のボタンを押すと電波が15～20m圏内のアンテナに発信されるもの。



#### ■磁気センサー式

杖、白杖等の先端部に磁性体シートを巻き付けるか、又は発信機を内蔵させるなどとし、誘導のブロック等床材内部に埋め込まれたセンサーが磁性体等の通過を感知するもの。



# 16 視覚障がい者誘導用ブロック

## ●基本的考え方●

駅舎等の出入口から車両等の乗降口に至る経路上に視覚障がい者の誘導動線を設定し、安全でシンプルな道すじに連続的に敷設する。

### 整備基準（遵守基準）

- (1) 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって、移動等円滑化経路を構成するものには、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施される場合は、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。
- (2) 視覚障がい者誘導用ブロックが敷設された通路等とエレベーター、触知案内図、便所の出入口及び乗車券販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障がい者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、(1)ただし書の経路については、この限りでない。
- (3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの始末端部に近接する通路の床並びにエレベーターの乗降ロビーの操作盤、触知案内図、便所の出入口及び乗車券販売所の前には、点状ブロックを敷設すること。
- (4) (3)の点状ブロックの敷設に当たっては、目的地まで安全かつ確実に到達できるよう配慮すること。
- (5) 色彩は、周辺の床材の色と輝度比において、対比効果が発揮できるものとし、原則として黄色を用いること。ただし、黄色で十分な対比効果が得られない場合は、他の色を用いることができる。
- (6) 形状は、視覚障がい者が認識しやすいものとする。
- (7) 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性、耐磨耗性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とする。

## ■整備基準（遵守基準）の解説

### (2) 敷設方法

- 旅客の動線を考慮し、安全でシンプルな道すじに連続的に敷設する。
- 水平通路の誘導は、線状ブロックを連続して敷設し、迷いやすい曲がり角や分岐では点状ブロックを敷設して注意喚起を行う。
- 線状及び点状ブロックは、壁面等から 30cm 以上離して敷設する。
- 点状ブロックは、(3) 点状ブロックの敷設場所以外に、視覚障がい者の継続的な移動に警告を発する場所に敷設する。

→道路編〔9 視覚障がい者誘導用ブロック〕の項を準用する。  
→柱や床置き等の設備等からも適度に離して敷設する。

### (3) 点状ブロック

- 点状ブロックは、階段、傾斜路及びエスカレーターの終始端部から 30cm 程度離し、奥行き 60cm 程度に全幅にわたって敷設する。
- 「階段」の踊り場において、点状ブロック間の距離が十分確保できない場合は、敷設しなくてもよい。ただし、長さが 250cm を超える踊り場、又は折り返しのある階段の踊り場には敷設する。
- 「傾斜路」の方向が 180 度折り返しているなど、方向が変わる踊り場には敷設する。
- 点状ブロックは、エレベーターの点字表示のある乗降ロビー側操作盤から 30cm 程度離して敷設する。
- 点状ブロックは、トイレの壁面等に設置した触知案内図等の正面に設置する。
- 点状ブロックは、設置型触知案内図の前端から 30cm 程度離れた正面に設置する。
- 点状ブロックは、点字表示等された視覚障がい者の利用に配慮されている券売機カウンターの前端から 30cm 程度離れた正面に設置する。
- 線状ブロック及び点状ブロックについての形状・寸法は、JIS T 9251 に合わせたものとする。

→資料編 P2-7 参照

### (5) 色彩

- 黄色を原則とする。ただし周辺の床材との対比を考慮して、色の明度・色相又は彩度の差が十分に確保できず、かつ安全で連続的な道すじを明示できない場合はこの限りでない。

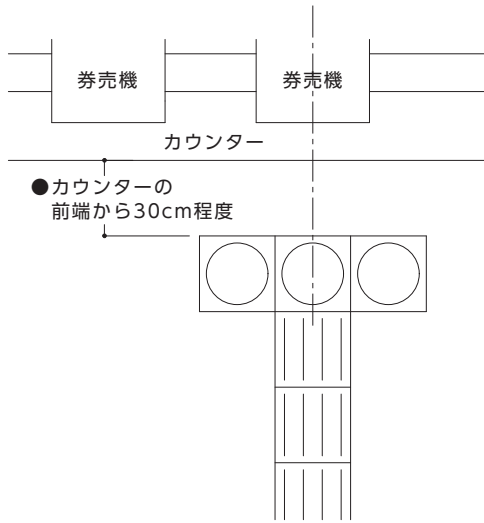
## ■望ましい整備

### 敷設方法

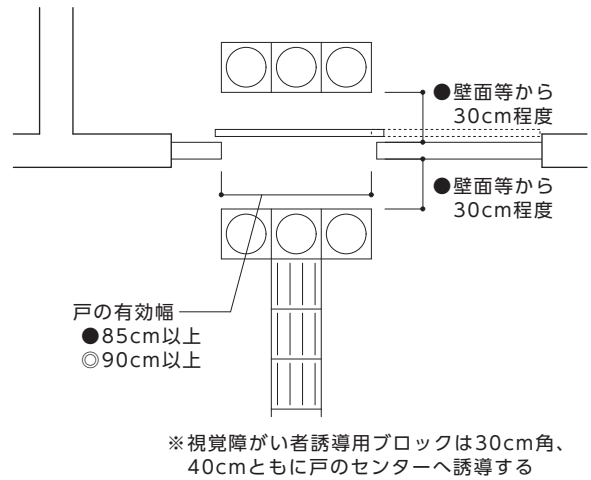
- ◎他の事業者や他の公共交通機関等と統一的な連続した誘導経路となるように、整備基準と同様に敷設する。
- ◎JIS T 9251 にブロックの部分補修を行う場合は、近接したブロックを JIS T 9251 に合わせたブロックに交換する。

## 《 参 考 図 》

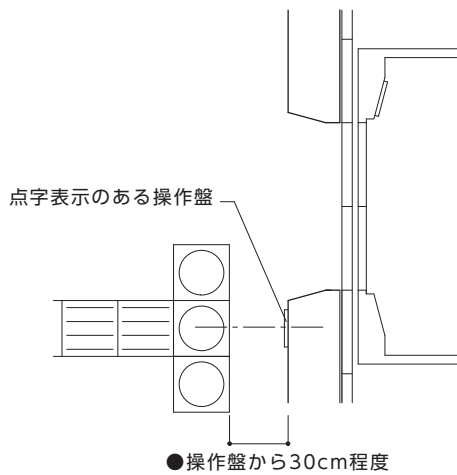
【図16.1】 券売機までの敷設例



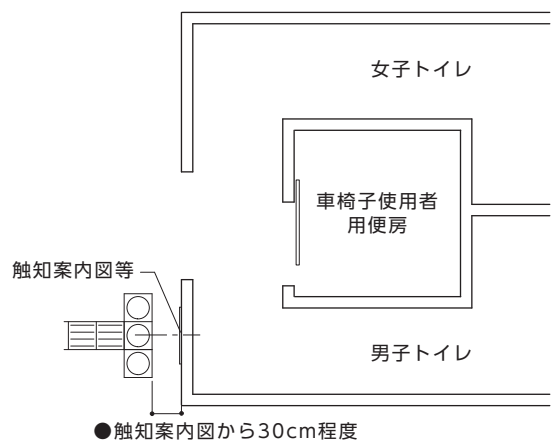
【図16.2】 部屋（駅務室）への敷設例



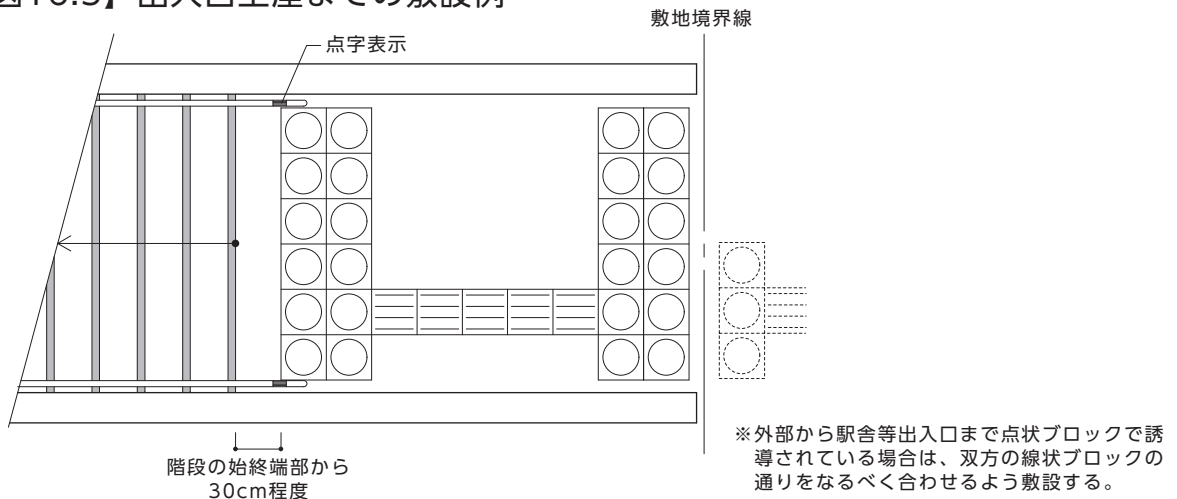
【図16.3】 エレベーターまでの敷設例



【図16.4】 トイレまでの敷設例



【図16.5】 出入口上屋までの敷設例







# 17 手すり

## ●基本的考え方●

手すりは、高齢者、障がい者等の誘導、移動動作の補助等について有効な設備であり、利用者の目的や状況に応じて円滑な利用に配慮した取付位置、形状、材質、寸法等で堅固に設置する。

## 整備基準（遵守基準）

- (1) 一般旅客が常時利用する傾斜路、階段等においては、両側に連続して手すりを設けること。ただし、構造上困難な場合は、この限りでない。
- (2) 便所、エレベーター等に設ける移乗等動作補助用手すりは、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人の円滑な利用に配慮したものとすること。
- (3) 取付の高さは、一段手すりの場合は、床面から 75～85cm 程度、二段手すりの場合は、下段が 60～65cm 程度、上段が 75～85cm 程度とすること。
- (4) 手すりの形状については、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が支障なく利用できるものとすること。
- (5) 材質は、その取付場所に配慮したものとすること。

## ■整備基準（遵守基準）の解説

### (1) 設置場所

- 傾斜路及び階段等においては、踊り場にも連続して手すりを設ける。ただし、構造上設置が困難で片側のみ設置となる場合は、廊下・踊り場等と連続する側に設置する。

→傾斜等ある場所においても、曲げ加工等で連続性を持たせる。

### (2) 移乗等動作補助

- エレベーター内には、扉以外の壁面に設置する。
- 利用者の姿勢移動の手助けをしたり、使用中の姿勢保持に有効であるため、便房内の両側（壁面側は水平・垂直方向の固定式、壁面側以外は可動式）の利用しやすい位置に手すりを設ける。また、車椅子を便器と平行に寄り付けて介助する場合等に配慮し、150cm×200cm 以上の大きさの便房においては、片方の手すりは可動式とする。
- 垂直手すりは歩行困難者が立ち上がるときに利用されるものであり、壁に固定することが基本となるが、床固定の場合は車椅子使用者の移動・回転に支障のないように設置する。

### (3) 取付高さ

- 床面からの寸法は、床面から手すりの上端までの寸法とする。

→階段の手すりは、踏面先端から手すりの上端までの寸法とする。

### (4) 形状等

- 外径 3～4cm 程度の握りやすい円形等とする。（下段にあっては 3cm 程度）
- 手すりとの壁との空きは 4～5cm 程度とし、手すり周辺の壁面は凹凸のない仕上げとする。
- 手すりの端部は壁面側に巻き込むなど端部が突出しない構造とする。
- 手すりを支持するブラケットは、手の動きを妨げないように手すりの真下から支える形状とする。
- 床面からの自立式 2 段手すりを設置する場合は、下段が子ども等の足掛かりにならないよう、安全性に十分配慮し設置する。

→【図 17.1】参照

→壁面にとれない場合は、下向きに巻き込む。

→【図 17.2】参照

<p><b>(5) 材質</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●手すりは体重をかけたときに滑りにくいものとする。</li> <li>●手すりは全体重をかけて使用されることが多いので、取付けを堅固にする。また、可動式の手すりにおいても、全体重をかけて使用するため、利用者の安全性を考慮し、ぐらつきにくい構造のものを採用する。</li> <li>●手触り、耐久性、耐食性などに配慮する。</li> <li>●点字を貼付けた場合は、はがれにくいものとする。</li> <li>●点字による表示方法は JIS T 0921 に合わせたものとし、点字内容を文字で併記する。</li> <li>●階段始末端部の点状ブロックの敷設された範囲近くの手すりの端部（水平部分）に点字で行き先・方面等（乗降場手前では、路線名・左右の番線を含む。）を表示する。</li> <li>●2 段手すりを設置する場合は、上段手すりに階段の通ずる場所を点字で表示する。</li> </ul>	<p>→【図 17.2】参照 資料編 P2-1 参照</p>
---	------------------------------------

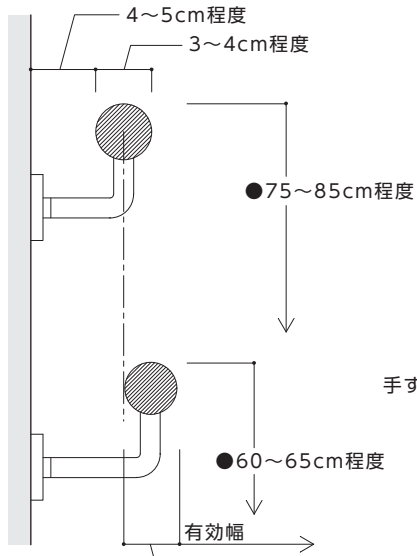
## ■望ましい整備

<p><b>設置場所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎整備基準の(1)の設置場所以外の通路等にも、高齢者、障がい者等に配慮して手すりを設置する。</li> <li>◎高齢者、障がい者等の円滑な利用に配慮した手すりを両側に設置する。</li> <li>◎幅が 4m 以上を超える階段には、中間手すりを設置する。</li> </ul> <p><b>形状等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎始末端部においては、手すりの水平部分を 60cm 以上とする。</li> <li>◎2 段手すりを設置する場合の構造は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・下段は手の小さい方をはじめ、高齢者や幼児の利用を考慮して上段よりも外径寸法を小さくするなど、利用者にとって使いやすい形状とする。</li> <li>・下段は、上段より壁等からの離れを大きくする。</li> </ul> </li> <li>◎手すりの視認性を容易にするために、壁等の周囲と識別しやすい色とする。</li> </ul>	<p>→高さが 1m 以内の階段についても設置する。 →例えば、2 段手すり等とする。</p>
---	---

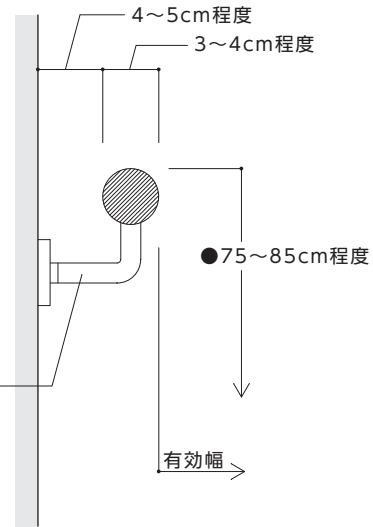
《 参 考 図 》

【図17.1】 手すりの位置と形状の例

■2本の場合



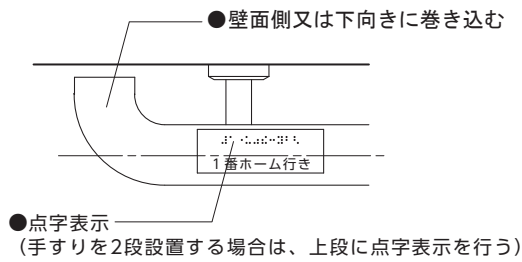
■1本の場合



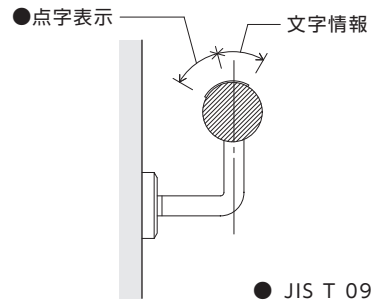
手すりの真下から支える

※下段手すりの外形寸法を上段より小さくする

【図17.2】 手すりの端部と点字表示の例



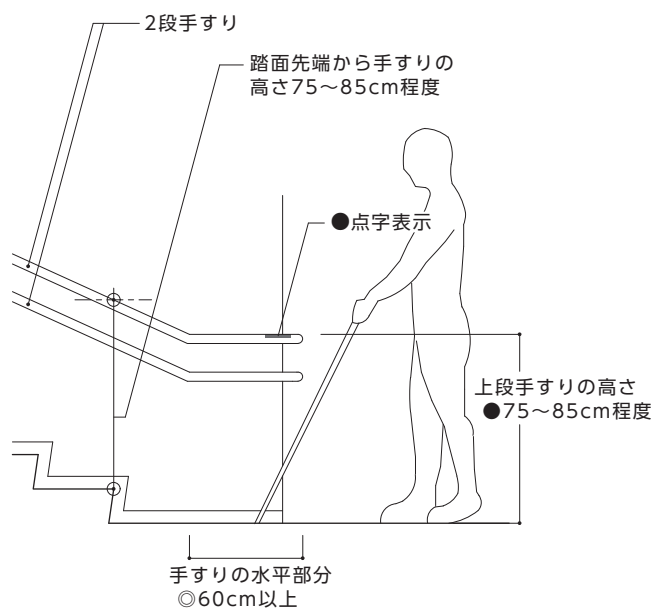
●点字表示  
(手すりを2段設置する場合は、上段に点字表示を行う)



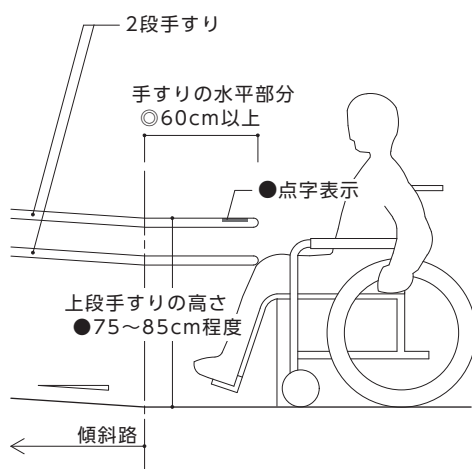
● JIS T 0921参照

## 《 参 考 図 》

【図17.3】 階段の手すりの例



【図17.4】 傾斜路の手すりの例



# 18 券売機

## ●基本的考え方●

乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、券売機及び券売機周辺を視覚障がい者、車椅子使用者等を含む全ての人円滑に利用できるよう配慮した構造とする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

## 整備基準（遵守基準）

- (1) 券売機は、そのうち1以上は、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人の円滑な利用に適した構造のものとする。
- (2) 運賃等を点字で表示すること。ただし、機種により表示が困難な場合は、1以上を視覚障がい者が支障なく利用できる機種とすること。

## ■整備基準（遵守基準）の解説

### (1) 構造・位置

- 車椅子使用者が容易に接近しやすいように、カウンター下部に床面からの高さ65cm程度のスペースを設ける。
- 金銭投入口は、硬貨を複数枚同時に投入できるようにする。
- 主要なボタン及び金銭やカード等の投出口（以下「金銭投入口等」という。）は、車椅子使用者が利用しやすい高さとする。
- 金銭投入口の高さは、110cm以下とする。ただし、構造上やむを得ない場合を除く。
- タッチパネル式の券売機を設置する場合は、テンキーをつける等、視覚障がい者が支障なく利用できるよう配慮する。

→【図 18.1】参照  
→蹴込み付き券売機の蹴込みの奥行きは40cm程度とし、車椅子のフットサポートが入り込める空間を確保できるものとする。  
→テンキーの脇に操作方法等を点字で表示する。

### (2) 点字

- 点字表示された機種は改札口にできるだけ近い位置に設け、他の利用客との動線ができる限り交錯しないよう配慮する。
- 券売機の横にも点字運賃表を設置する。点字による表示方法はJIS T 0921に合わせたものとする。

→点字で表示するものは、運賃、呼出し案内とする。  
→資料編 P2-1 参照

### その他の注意事項

- 券売機の前には、車椅子使用者の回転（360度方向転換）のため、直径150cmの円が内接できる大きさのスペースを確保する。

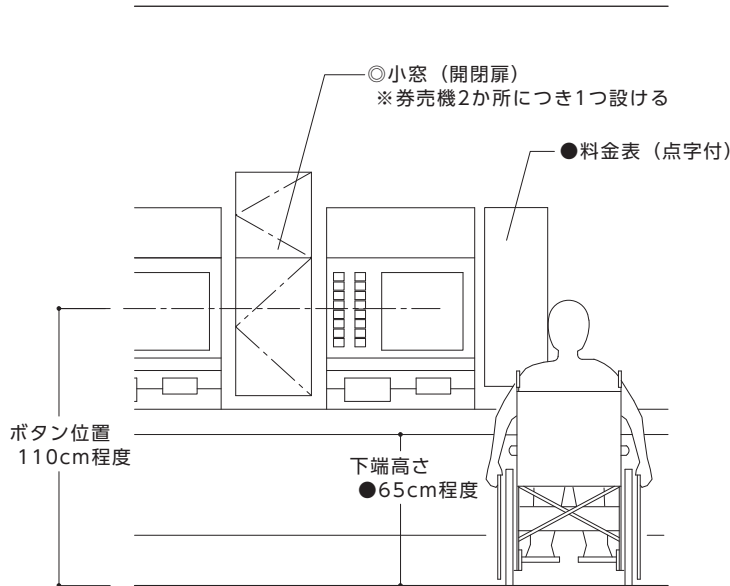
## ■望ましい整備

<p><b>設置場所</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>◎整備基準の(1)以外の券売機に関しても可能な限り、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものを確保する。</li><li>◎弱視者の利用に配慮して、券売機内のボタン、金銭投入口等は、周囲との色の明度、色相又は彩度の差がある縁取りなどにより、容易に識別できるものとする。</li><li>◎タッチパネル式の券売機を設置する場合は、表示や操作の画面を高齢者、障がい者等が支障なく利用できるよう配慮する。</li></ul> <p><b>呼出装置</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>◎駅舎等の係員に連絡できるインターホン又は呼出しボタン等を券売機又は券売機付近の分かりやすい位置に設置し、使用しやすい構造とする。</li></ul> <p><b>点字</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>◎(2)以外のボタンや金銭投入口等に関しても可能な限り、点字を併記する。</li></ul> <p><b>その他の注意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>◎券売機の横に窓を設置し、係員と共に聴覚障がい者が券売機の操作をできるように配慮した構造とする。</li><li>◎乗車券等の販売を行うものが常時対応する窓口が設置されていない場合は、聴覚障がい者等話し言葉によるコミュニケーションが困難な人の利用に配慮し、文字や映像により案内ができるインターホン等の設備を設ける。</li></ul>	<p>→文字の大きさ、配色等に配慮する。</p>
--	--------------------------

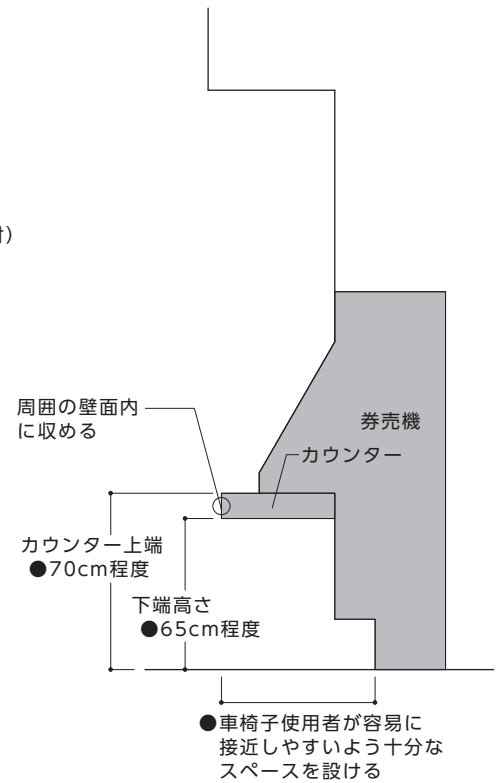
## 《 参 考 図 》

【図18.1】 券売機の例

■立面図

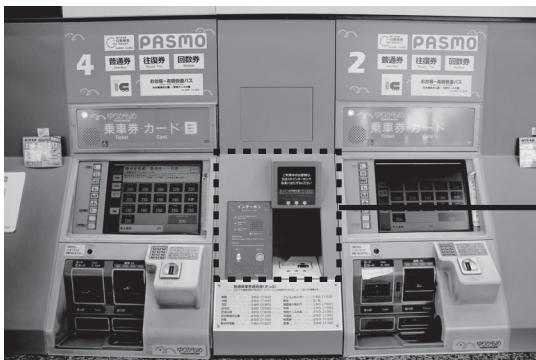


■断面図



【写真18.1】 モニター付きインターホンを券売機横に設置した例

券売機は、福祉ボタン押下時に画面に文字案内が表示されるほか、インターホンによるお客様センター係員呼び出しが行われる連動機能を有している。



例：株式会社ゆりかもめ





# 19 休憩設備（ベンチ等）

## ●基本的考え方●

車両等の待合いのために、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が快適に休憩するための設備を利用しやすい位置に設置する。

## 整備基準（遵守基準）

- (1) ベンチ等その他の高齢者、障がい者をはじめとする全ての人の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
- (2) 前項の設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。

## ■整備基準（遵守基準）の解説

### 構内店舗

- 構内店舗（飲食店、物品販売業を含む店舗）及び付随した施設を設置した場合は、高齢者、障がい者等に配慮した施設とする。

→構内店舗及び付随した設備は、建築物編も基準となる。

### 水飲み

- 水飲みを設置する場合は、車椅子使用者が使いやすいよう、高さは70～80cmのものを併設し、下部に車椅子使用者のフットサポート及び膝が入るスペースを確保し、壁付きの場合には、蹴込みの高さは60cm程度、奥行きは35～40cm程度とする。

→【図 19.1】参照

### ベンチ

- ベンチを設置する場合は、高齢者、障がい者等の疲れやすさ等に配慮し、旅客の流動を妨げないよう配慮しつつ主要な経路上の使用しやすい位置に設ける。

→ホーム端などは避けることが望ましい。

### 優先席

- ベンチに優先席を設ける場合は、優先席や付近の見やすい位置に、優先的な利用の対象者を表示するステッカー等の標識を設けることにより、優先席であることを識別できるようにする。

## ■望ましい整備

<b>構内店舗</b>	
◎複数の集合した構内店舗等が設置された区画（以下「商業施設」という。）において、当該商業施設内にも移動等円滑化経路を確保する。 ◎商業施設内にも、高齢者、障がい者等に配慮した便所や案内設備等を設置する。	
<b>水飲み</b>	
◎操作方法は、光電式、ボタン式又はレバー式とし、足踏み式のものとは手動式のものとは併用する。 ◎周囲には、車椅子使用者が近づける十分なスペースを確保する。	→使い始めに勢いよく水が出ないものとする。
<b>ベンチ</b>	
◎車両等に高齢者、障がい者、乳児を連れた旅客等への優先した席等がある場合は、当該席等のそばにベンチを設置する。 ◎跳ね上げ式や折り畳み式を避け、固定式とする。 ◎車椅子使用者、ベビーカー使用者等の利用に配慮した場所に設置する。	→背もたれがあるベンチが望ましい。
<b>自動販売機</b>	
◎取出口やボタン等の位置を車椅子使用者の利用に配慮した機械を設置する。	→建築物編「I 建築物（共同住宅等以外）」〔26 自動販売機・水飲み器・現金自動預払機等〕【図 26.1】参照
<b>子育て支援環境の整備</b>	
◎乳児を連れた旅客のため、授乳及びおむつ替えのできる場所を設け、ベビーベッド等を適切に配置する。	→建築物編「I 建築物（共同住宅等以外）」〔22 子育て支援環境の設備〕参照

## 《 参 考 図 》

【写真19.1】 ベンチの例

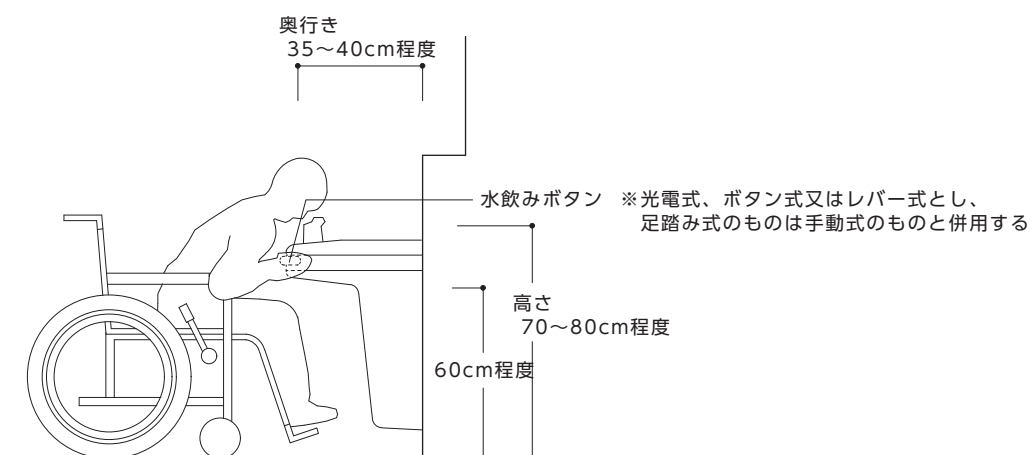


ベンチとベンチの間に荷物置きを設置



コンコースにアルコーブを設け、ベンチを設置した事例

【図19.1】 水飲みの例





## 20 その他の設備

### ●基本的考え方●

駅舎等構内の安全、安心を確保するために、急病や緊急時等のための設備、外部から情報の取得や連絡の確保等ができる環境を整備することが望ましい。

### ■望ましい整備

#### 通信環境設備

◎外部と連絡及び情報がとれるように、携帯電話、無線 LAN 等が利用できる環境とする。

#### 公衆電話

◎公衆電話を設ける場合は、1 以上に車椅子使用者に配慮した電話機及び台を設置する。

◎障がい者の利用に配慮した機能を持つ電話機を設置した場合には、分かりやすい場所にその旨を表示する。

◎公衆電話は、券売機の付近、プラットホーム等利用者が使用しやすい場所に設けるよう配慮する。

◎聴覚障がい者等の利便上、音量増幅装置付公衆電話を設ける。

→建築物編「I 建築物  
(共同住宅等以外)」  
〔25 公衆電話〕参照

#### 救護環境設備

◎旅客の救護をするために、救護室や AED 等を設置する。また、救護室には、ベッド等の救護設備を設ける。

◎誰もが分かりやすく使いやすい位置に AED を設置するとともに、使用方法を分かりやすく表示する。

---

## II 鉄軌道駅

---

---

# 1 改札口

## ●基本的考え方●

視覚障がい者、車椅子使用者、乳幼児を連れた者等を含む全ての人が円滑に利用できるよう配慮した構造とする。

## 整備基準（遵守基準）

- (1) 改札口通路のうち1以上は、幅90cm以上とすること。
- (2) 出札口（券売機）から改札口に至る経路及び改札口通路の1以上には、視覚障がい者誘導用ブロックを連続して敷設すること。
- (3) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機への進入の可否を分かりやすく表示すること。

## ■整備基準（遵守基準）の解説

### (2) 視覚障がい者誘導用ブロック

- 視覚障がい者誘導用ブロックは、有人改札口を經由して敷設する。

→ I 公共交通施設〔15 視覚障がい者誘導案内用設備〕参照

### その他の注意事項

- 無人改札口・無人駅とする場合は、駅長事務室等につながるインターホンを改札口の分かりやすい位置に設置する。
- 改札口には音響誘導装置（誘導チャイム等）又はこれに代わる設備を設ける。
- 有人改札口には、筆談用のメモ用紙やホワイトボード等を備え、聴覚障がい者等とのコミュニケーションに配慮するとともに、筆談用具等がある旨を表示する。

→改札口内外に設置することが望ましい。  
→乗換専用改札口はこの限りでない。  
→ I 公共交通施設〔5 出札・案内所等〕参照

## ■望ましい整備

### 拡幅改札口

- ◎有人改札口を拡幅改札口にした場合には、さらに自動改札口の1か所を拡幅改札口とする。

### 進入案内表示

- ◎色弱者の利用に配慮した配色の案内表示とする。

→資料編 P2-20 参照

### コミュニケーションボード

- ◎言葉（文字と話し言葉）による人とのコミュニケーションが困難な障がい者、外国人等に配慮し、JIS T0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを備える。

→ICT 機器の活用も有効である。

### カウンター

- ◎有人改札口のカウンターの一部は、車椅子使用者にも配慮した構造とする。
- ◎車椅子使用者等に配慮したカウンターを設置した場合は、車椅子使用者等の利用に配慮した場所に設置する。

→ I 公共交通施設〔5 出札・案内所等〕参照

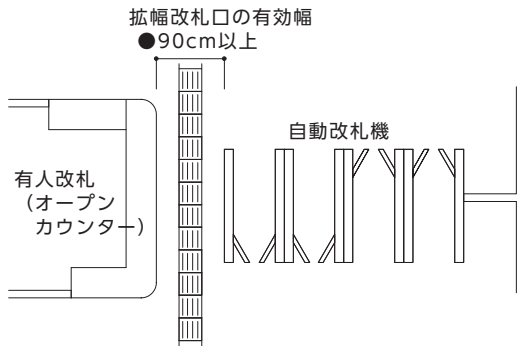
### その他の注意事項

- ◎手話での対応が可能な係員を配置するとともに、その旨を表示する。
- ◎案内所を兼ねている等、有人改札口に戸が設置されている場合、有人改札口の戸外側、若しくは戸内側に車椅子使用者同士がすれ違うことができるスペースを設ける。
- ◎無人改札口・無人駅とする場合は、視覚障がい者、聴覚障がい者等からの問合せに対応できるよう措置を講ずる。

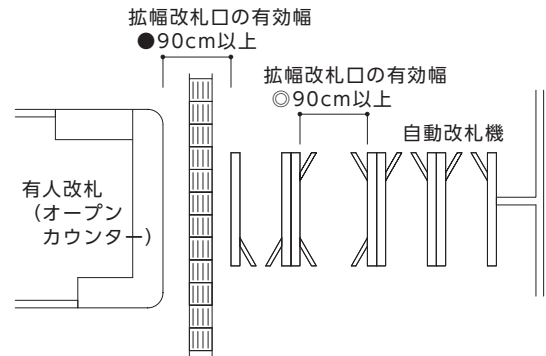
《 参 考 図 》

【図1.1】改札口の例

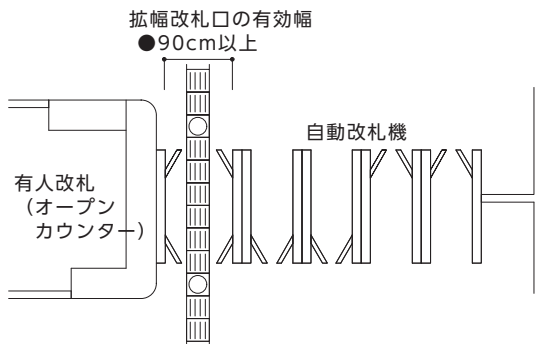
■一般的な改札口の例



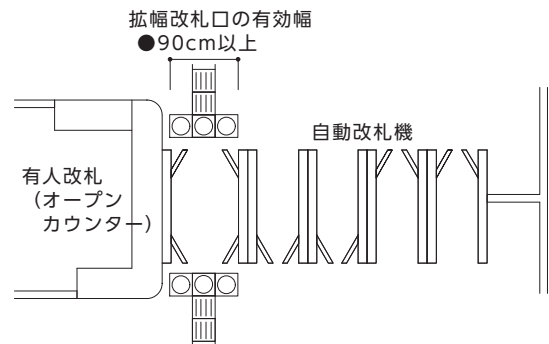
■改札脇の改札以外にも拡幅改札を設けた例



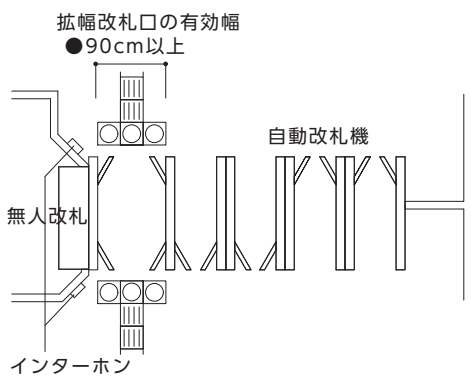
■一般的な改札口の例 ①  
(自動開閉機がある場合)



■一般的な改札口の例 ②  
(自動開閉機がある場合)



■無人改札口の例





## 2 乗降場（プラットホーム）

### ●基本的考え方●

高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が安全に安心して車両へ円滑に乗降できる構造とする。特に、視覚障がい者の転落防止措置等の配慮を必要とする。

### 整備基準（遵守基準）

- (1) 床面の水勾配は、1/100程度とし、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。ただし、階段、エスカレーター等へのすりつけ部における水勾配は、この限りでない。
- (2) 乗降場の縁端及び両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロック又は点状ブロック（以下「ホーム縁端警告ブロック等」という。）を連続して敷設すること。ただし、ホームドア又はホームゲート等が設置されている場合は、この限りでない。
- (3) 乗降場の線路側以外の端部には、転落防止のための柵等を設けること。
- (4) 乗降場のホーム先端ノンスリップタイルは、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。
- (5) 鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、乗降場と車両との隙間及び段差は、可能な限り小さくすること。
- (6) 発着する全ての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができる乗降場においては、ホームドア又はホームゲートを設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、この限りでない。この場合においては、ホーム縁端警告ブロック等その他の視覚障がい者の転落を防止するための設備を設けること。
- (7) (6)に掲げる乗降場以外の乗降場にあっては、ホームドア、ホームゲート、ホーム縁端警告ブロック等その他の転落防止するための設備を設けること。
- (8) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。
- (9) 高齢者、障がい者をはじめとする全ての人に配慮し、十分な明るさを確保した照明設備を設けること。
- (10) 車椅子スペースに通ずる旅客用乗降口には、乗降場に位置を表示すること。ただし、当該旅客用乗降口の位置が一定していない場合は、この限りでない。

## ■整備基準（遵守基準）の解説

### (2) 点状ブロック等

- ホーム縁端警告ブロックは、乗降場（プラットホーム）の線路側の縁端部を警告するために設置する。形状は、乗降場（プラットホーム）の内側であることを認識できるように、点状ブロックの内側に内方線が位置するものとし、JIST9251に合わせたものを基本とする。
- 乗降場の縁端からの離隔は80～100cm程度とし、線路に並行して連続的にホーム縁端警告ブロックを敷設する。

→【図 2.2】参照  
→ I 公共交通施設〔16  
視覚障がい者誘導用  
ブロック〕参照  
→【図 2.1】参照

### (3) 転落防止設備

- 転落防止のための柵を設置する場合は、高さ110cm以上とする。

### (4) ホーム先端ノンスリップタイル

- ホーム先端ノンスリップタイルの材料を選択する際は、高齢者、障がい者等に配慮して、ホーム縁端のホーム縁端警告ブロック等との対比効果が発揮できるものとする。

### (5) 隙間・段差

- 車椅子使用者等に配慮して、隙間・段差が解消できる設備（渡り板等）を速やかに使用できる場所に配備する。
- 乗降場と車両との隙間・段差が大きい箇所には、光や音声等により警告を行う。

### (6) ホームドア等

- 車両ドアとホームドア等との間の閉じ込めや挟み込み防止措置を図る。
- ホームドア等の各開口部の全幅にわたって、奥行き60cm程度の点状ブロックを敷設する。ドアの戸袋等の各固定部からの離隔を設けないことを基本とし、構造上やむを得ない場合であっても30cm以下とする。
- ホームドア等が設置できない場合は、非常押ボタン又は転落検知マットやホーム下に列車を避ける退避場所等を設置する。

→ I 公共交通施設〔16  
視覚障がい者誘導用  
ブロック〕参照  
→【図 2.3】参照

### (8) 列車接近情報

- 案内の内容は、列車の接近、その列車の停車・通過、乗車の可否、列車種別、行き先、次の停車駅名等とする。
- 案内の仕方は、音声、音響、光、文字等とする。

### (9) 照明

- 乗降場（プラットホーム）の両端部まで、又は両端部が識別できるように採光や照明に配慮する。

### その他の注意事項

- ホーム上の壁面や柱などに取り付ける看板、休憩設備等は、旅客の通行の支障にならないように設置する。
- 売店・ベンチ・ごみ箱等を設置する場合は、障がい者等の通行の支障とならないように配慮し、安全な幅員が確保できるようにする。

→ I 公共交通施設〔4  
コンコース・通路・ホ  
ール等〕参照

## ■望ましい整備

### 隙間・段差

- ◎渡り板等の設備を使用しなくても、車椅子使用者が単独で乗降できるよう措置を講ずる。

### ホームドア等

- ◎ホームドア等の開閉を音声や音響で知らせる。
- ◎ホームドア等は、乗降部への徒列ライン敷設、案内板の設置又は固定部と可動部の色を変えるなど、色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、乗降位置を容易に識別できるものとする。

### 案内表示

- ◎到着する駅名を車内で表示する場合を除き、車内のどの位置からも視認できるよう駅名標を配置間隔に配慮して表示する。
- ◎駅構内案内図等により当該駅施設の案内を表示する。
- ◎列車種別ごとの停車駅等、路線案内等の列車の乗車に関する情報を表示する。

→ I 公共交通施設〔14案内板等〕〔15視覚障がい者誘導案内用設備〕参照

### 乗降位置表示

- ◎旅客搭乗口の位置が一定している場合は、整備基準の(10)以外の一般乗降口、優先席その他列車種別に応じた乗降口の位置等を表示する。
- ◎車椅子使用者が単独で乗降しやすい乗降口がある場合、車椅子使用者本人が当該乗降口において単独で乗降できるか判断できるよう、当該乗降口に関する案内を行う。

### 音声案内

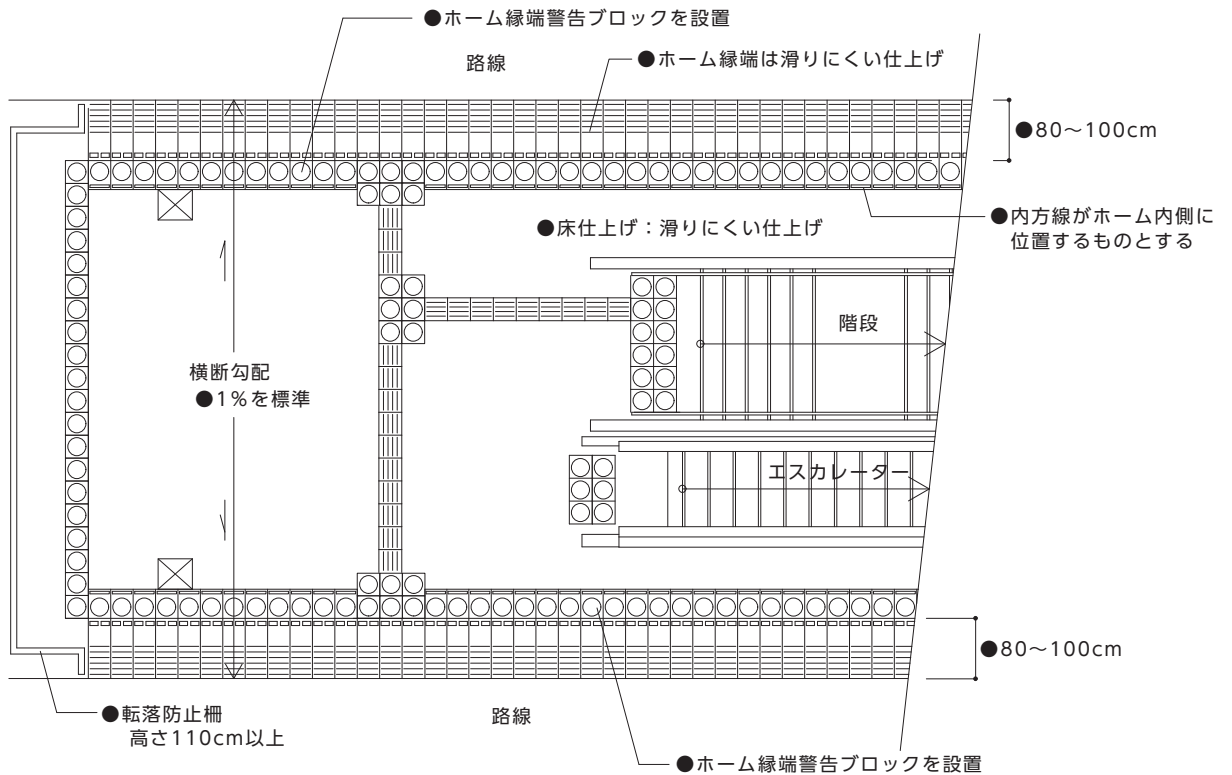
- ◎列車到着時に降車した駅が旅客に分かるよう、駅名の音声案内を行う。

### その他の注意事項

- ◎ホーム上の設置物や柱等は、色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、乗降場（プラットホーム）の床面と容易に識別できるものとする。
- ◎プラットホーム上のエレベーターの出入口付近に傾斜がある場合は、車椅子使用者等の線路への転落防止のため、傾斜に関する注意喚起の掲示とともに旅客の円滑な流動に支障を及ぼさない範囲で柵を設置する。

## 《 参 考 図 》

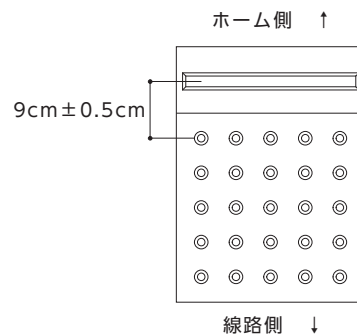
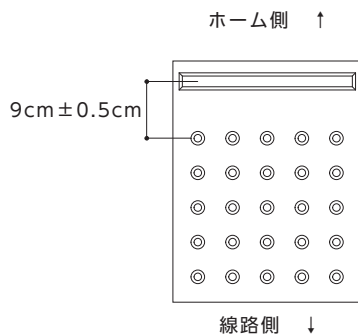
【図2.1】乗降場（プラットホーム）の例



【図2.2】ホーム縁端警告ブロックの例

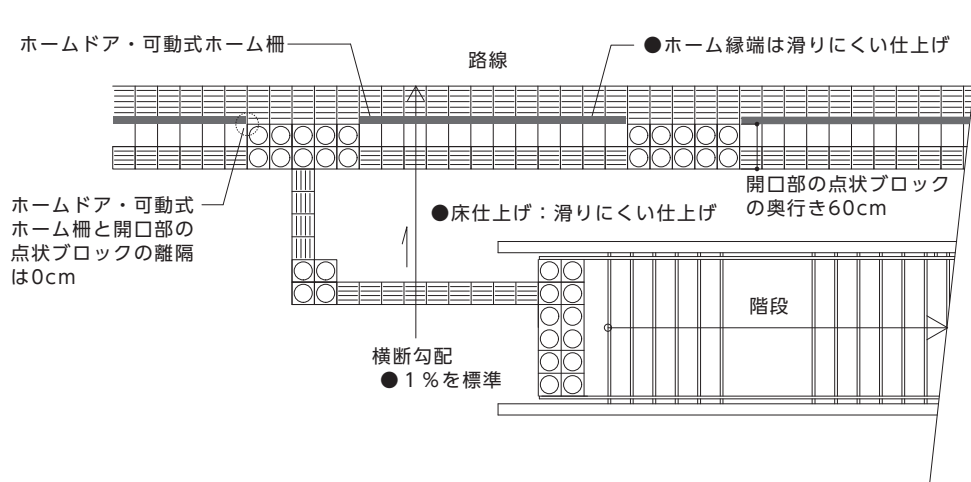
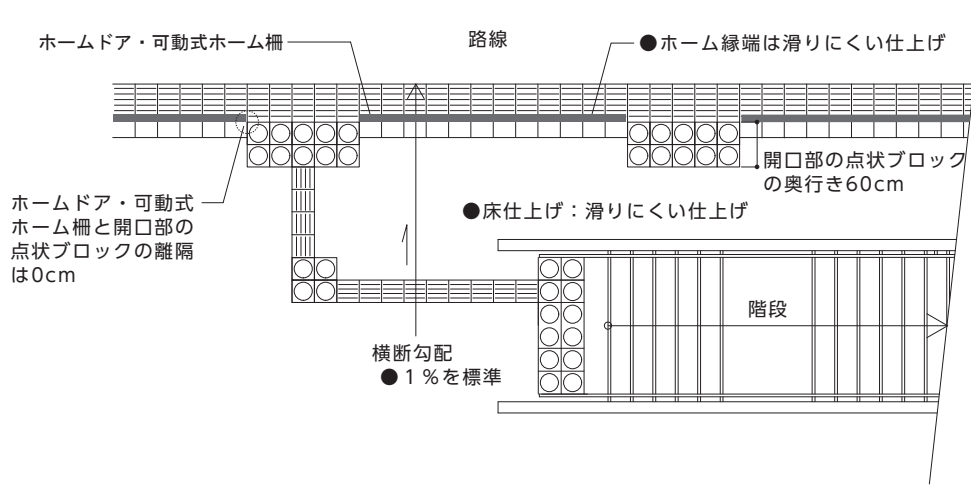
■一体化したブロックの例

■2枚のブロックに分けて敷設する例



《 参 考 図 》

【図2.3】乗降場（プラットホーム）の例（ホームドア・可動式ホーム柵の場合）





## 3 軌道の停留場

### ●基本的考え方●

高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が安全に安心して車両へ円滑に乗降できる構造とする。

### ■望ましい整備

#### 通路の有効幅

◎車椅子使用者が転回するためには、最低 140cm のスペースを必要とする。

→資料編 P2-26 参照

#### 視覚障がい者誘導用ブロック

◎乗降場に至る経路には、視覚障がい者誘導用ブロックを連続して敷設する。

→ I 公共交通施設〔16  
視覚障がい者誘導用ブ  
ロック〕参照

#### 上屋

◎防風及び雨天を考慮し、上屋や背面部等に風雨よけ板等を設ける。

#### 案内板等

◎屋外照明設備は、高齢者、障がい者等に配慮して、十分な明るさを確保した照明設備とする。

◎周辺の道路等からのアクセスが分かりにくい停留場は、周辺の道路上等に誘導のための案内板等を設置する。

---

## Ⅲ バスターミナル

---

---



# 1 バスターミナル

## ●基本的考え方●

高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が安全に安心してバスへ円滑に乗降できる構造とする。

### 整備基準（遵守基準）

- (1) 乗降場の床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 乗降場の縁端のうち、バス車両用の場所に接する部分には、柵、点状ブロックその他の視覚障がい者のバス車両用場所への進入を防止するための設備を設けること。
- (3) 乗降場に接して停留するバス車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

## ■望ましい整備

### 乗降場

- ◎車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅 180cm 以上とする。
- ◎屋外の場合には、防風及び雨天を考慮し、上屋や背面部等に風雨よけ板等を設ける。

### 時刻表

- ◎ノンステップバス、リフト付きバス等が運行している路線には、その旨を乗降場の時刻表等にピクトグラム等の利用により、分かりやすく表示する。



## 2 バス停留所

### ●基本的考え方●

高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が安全に安心してバスへ円滑に乗降できる構造とすることが望ましい。

### ■望ましい整備

#### 案内板等

- ◎停留所には、バスの行き先、運行系統、時刻表などを標示する案内板を設け、点字による表示も併せて行う。
- ◎バスの運行情報（現在位置等）を表示する装置を設置する。
- ◎外国人観光客の利用が多い公共交通施設周辺にある停留所は、多言語表記した案内板を設置する。

→ I 公共交通施設〔14案内板等〕参照

→多言語とは、英語、中国語、韓国語を基本とする。

#### 照明設備

- ◎屋外照明設備を設置する場合は、高齢者、障がい者等に配慮して、十分な明るさを確保した照明設備とする。

#### 時刻表

- ◎ノンステップバス、リフト付きバス等が運行している路線には、その旨を乗降場の時刻表等にピクトグラム等の利用により、分かりやすく表示する。

#### 上屋

- ◎旅客の利用が多い停留所や公共交通施設周辺の停留所で、歩道幅員が広いところには高齢者、障がい者等に配慮して上屋を設置する。また、上屋を設置する場合は以下のことを配慮する。
  - ・防風及び雨天を想定して設置する。
  - ・バスの乗降口を配慮して設ける。
  - ・歩行者の通行に支障がない場合には、休憩のためのベンチを設ける。

→風雨よけ板も設けることが望ましい。

## 《 参 考 図 》

【図2.1】 バス停留所の例

